

令和4年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市 町 村 分

【 法律事項 】

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(法)	継続	北海道	社会保障費増や新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえた地方一般財源総額の確保・充実	<p>地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、社会保障費の増等を踏まえた上で、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保されたい。また、その際には、法定率の引き上げ等により可能な限り臨時財政対策債の発行の縮減をすべきと考える。</p> <p>また、令和2年度に創設された「地域社会再生事業費」について、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新生活スタイルに取り組むためには、地方の生活環境整備を充実させる必要があることから、同項目の拡充をすべきと考える。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、地域社会再生事業費については、令和4年度において維持することとした。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	継続	大阪市（大阪府）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として経常的に見込まれる財政需要の適切な算入	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として見込まれる財政需要については、その多くの経費が経常的に発生し、また、様々な費目にまたがるものが想定されることから、既存費目における単位費用へ適切に反映していただきたい。 加えて、都市部については、感染者の増加がより顕著であり、その対策経費も増嵩していることから、その実態を踏まえた算定としていただきたい。	一部採用する。  令和4年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(法)	継続	徳島県	地方交付税の総額確保・機能充実等	地方公共団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処すること。 ・地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実 ・臨時財政対策債の縮減 ・地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能の適切な発揮 ・「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る交付税措置の充実	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和4年度においても、引き続き1兆円を確保している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	継続	高知県	地方交付税総額の確保	<p>地方公共団体の多くは財政力が弱い ため地方交付税等に依存している中、 社会保障、災害、人口減少、少子高齢 化、地域振興・雇用対策などに加え、 新型コロナウイルス感染症対策やグ リーン・デジタル社会への移行等の対 応が求められており、財政需要は増大 していることから地方交付税をはじめ とする地方の一般財源の確保は必須で ある。</p> <p>地方交付税の財源保障機能・財源調 整機能を十分に発揮するために、基準 税率を引き上げる等の方法で令和3年 度以降もその確保を図られたい。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和4年度においては、一般財源総額 について、水準超経費を除く交付団体 ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆 円を確保し、地方交付税総額について、 前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保 するとともに、臨時財政対策債の発行を 前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 なお、留保財源率の引下げについて は、財政力格差是正の観点から引き下げ るべきとの意見、税收確保インセンティ ブ強化の観点から引き上げるべきとの意 見など様々な意見があり、幅広い観点か ら慎重な検討が必要。</p>
5	(法)	継続	甲賀市(滋賀県)	会計年度任用職員制度にか かる経費の実態を踏まえた 適切な算入	<p>地方公務員等共済組合法の改正によ り、週20時間以上勤務する会計年度任 用職員に短期給付が適用される。制度 上、当然に財政需要が増加することか ら、その経費を適切に算入してほしい。</p>	<p>採用する。</p> <p>令和4年10月から施行される非常勤職 員への地方公務員共済組合法の適用拡大 に伴い地方団体が事業主として負担する 社会保険料の増加分を含め、所要経費を 適切に計上している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(法)	継続	大阪市(大阪府)	基準財政需要額における標準行政経費の精査	<p>現行の国・地方の財源配分を前提とする限りにおいては、法定受託事務をサービス供給量の意思決定者である国が実際の決算額に対して全額負担することとしたうえで、当該事務にかかる需要額を算定対象から除外することとされたい。</p> <p>また、国費による全額負担までの間については交付税において当該事務にかかる需要額と実際の決算額に差が生じることのないよう精算等の措置を要望する。</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>地方交付税は、地方交付税法に定める目的のとおり、全国の各地方団体が、法令で義務付けられた事務をはじめ、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障するという極めて重要な役割を担うものであり、法定受託事務かどうかに関わらず、地方財政法第11条の2等の規定に基づき、地方負担については適切に基準財政需要額等に算入しているところ。</p> <p>今後とも、適切な基準財政需要額の算定に努めてまいりたい。</p>
7	(法)	継続	帯広市(北海道)	小規模団体以外における、業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映に係る地域実情への配慮	<p>業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映については、平成28年度よりトップランナー方式及び標準的な徴収率の見直しとして段階的に反映されているが、自治体の財源を保障するといった地方交付税本来の機能が損なわれることがないよう、制度の見直しを検討していただきたい。</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>令和3年度において、業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な反映を完了したところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	新規	倶知安町(北海道)	測定単位(人口)の見直し	季節によって大きく人口の変動がある団体について、住基人口を用いての需要額算出や年単位の人口増減を考慮した補正の新設等、算定方法の見直しをすべきと考える。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の算定においては、公信力を担保する観点及び国勢調査が現地に居住する人口に係る統計であるという観点から、国の基幹統計である国勢調査人口を使用している。
9	(法)	継続	京都市(京都府)	地方交付税の必要額の確保及び法定率の引上げ	広範囲の分野の事業を対象とする包括算定経費や費目横断的な補正を含む地域振興費は、今年度増加しているものの、今後とも適切に財政需要を見込まれるよう検討されたい。 臨時財政対策債の発行は交付税を補填する役割を担っているものの、地方の借金であることに変わりなく、公債費抑制や残高削減に悪影響があることから、法定率引上げによる交付税総額の確保を検討されたい。 また、新型コロナウイルス感染症による財政需要の増加が見込まれるため、地方財政計画の歳出における歳出特別枠や別枠加算の復活も検討されたい。	一部採用する。 令和4年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 総括 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(法)	継続	島根県 島根県全市町村	民間事業者の展開割合が少ない団体やスケールメリットが働かない団体に配慮したトップランナー方式の導入	現在検討されている窓口業務の民間委託におけるトップランナー制度導入に当たっては、民間事業者の展開割合が少ない団体や、スケールメリットの働かない団体等、民間委託がなじまない小規模団体の実情を考慮し、そのような団体にとって不利な制度設計とならないよう、慎重な検討を行うこと。	採用する。  窓口業務の委託については、優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップによる窓口業務の委託等の業務改革の取組の状況や、地方自治体における取組状況等を踏まえて基準財政需要額への反映を検討することとしているが、現時点において、多くの地方団体が民間委託を導入している状況にはないため、令和4年度においては業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映は行わないこととする。



(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

#### [ 消防費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法) (省)	新規	島根県 島根県全市町村	消防団員に係る年額報酬引上げ要請に伴う地方財政措置の充実	<p>「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防庁長官通知)による消防団員年額報酬の引上げ要請に対応するため、適切な交付税算定を求める。</p> <p>○ 消防団員の確保のためには、活動実態に見合う適切な額の出勤報酬を支給する必要があり、その所要額を適切に地方交付税により措置することで市町村の安定的な財政運営を確保されるべきである。</p> <p>○ 令和3年4月13日付の消防庁長官通知における出勤報酬の標準とすべき金額は8,000円であるが、消防費の単位費用は従前どおり7,000円で据え置かれているため、引上げ措置をすべきである。</p>	<p>【災害出勤報酬について】</p> <p>採用しない。</p> <p>「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付消防庁長官通知)に基づく、消防団員の災害出勤報酬については、特別交付税により、所要の措置を講じる予定である。</p>
12	(法)	新規	福知山市(京都府)	消防・救急業務に従事する職員の感染症予防対策費の算入	<p>消防庁が感染防止対策を求めている感染症に対するワクチン接種等に要する経費については、単位費用で措置されているが、これらは特に感染力が高いものに限定されている。新型コロナウイルス感染症については、今後の動向を踏まえる必要があるが、インフルエンザウイルス急性感染症については、消防機関の体制維持に大きな影響を与える可能性があり、これに係る財政需要を適切に反映されるよう検討されたい。</p>	<p>採用しない。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、全額国費で措置されている。 また、インフルエンザウイルス急性感染症のワクチン接種は、自己負担により行うべき経費であり、市による費用負担は、標準的な経費とせず、財政措置することは適当ではない。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 小中学校費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(法)	新規	金沢市(石川県)	「GIGAスクール構想」に基づく地方交付税措置の拡充	「GIGAスクール構想」に伴う学校教育のICT化による追加需要額について、さらなる交付税措置を講じていただきたい。 ICT環境の維持管理やGIGAスクールサポーターに係る追加需要に対して、単位費用の引上げ等により、実態に即した交付税措置を講じていただきたい。	一部採用する。 教育のICT化に向けた環境整備等については、文部科学省からの要望内容を踏まえて、令和4年度においても適切に単位費用を積算してしているところであるが、今後も措置の必要性について検討して参りたい。
14	(法)	新規	広島市(広島県)	「GIGAスクール構想」に基づく1人1台端末整備に伴い増加する維持管理経費	「GIGAスクール構想」の前倒し実施により、維持運営費についても負担が増大しており、全国の需要額を正確に把握し、地方財政計画に所要額を計上するとともに、単位費用に適切に反映していただきたい。	一部採用する。 教育のICT化に向けた環境整備等については、文部科学省からの要望内容を踏まえて、令和4年度においても適切に単位費用を積算してしているところであるが、今後も措置の必要性について検討して参りたい。
15	(法)	新規	徳島県	「GIGAスクール構想」に係るICT機器等の維持管理費の交付税措置の算入及び拡大	GIGA機器等の維持管理費について、交付税措置の算入及び拡大を図ること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 教育のICT化に向けた環境整備等については、文部科学省からの要望内容を踏まえて、令和4年度においても適切に単位費用を積算してしているところであるが、今後も措置の必要性について検討して参りたい。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

### [ 小中学校費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(法)	新規	九重町（大分県）	児童生徒の一人一台端末に係るランニングコスト（保守、数年ごとの更新費用）の財政措置拡充	「GIGAスクール構想」の実現により整備した一人一台の端末に関して、今後は端末の維持更新にランニングコストが永続的にかかってくることとなる。 全国どの自治体においても想定され、財政負担の実態に即した措置がなされていないと考えられるため、単位費用の拡充をお願いしたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 教育のICT化に向けた環境整備等については、文部科学省からの要望内容を踏まえて、令和4年度においても適切に単位費用を積算してしているところであるが、今後も措置の必要性について検討して参りたい。
17	(法)	継続	高松市（香川県） 善通寺市（〃） 観音寺市（〃）	小中学校費の単位費用及び補正係数の新設による直接任用及び派遣・請負契約及びALTに要する経費の基準財政需要額への算入	全国的に財政需要の生じているJETプログラム以外で雇用するALTに要する経費を、今後の外国語教育充実の必要性、地方団体の配置実態及び所要経費及び新型コロナウイルス感染症の影響より活用が困難になっているJETプログラムの状況を踏まえ、標準的な財政需要として基準財政需要額に算入していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 外国語教育における外部人材の活用等に要する経費については、各市町村における配置状況や経費の負担状況等の実態、文部科学省からの要望を踏まえ、交付税措置の必要性を十分精査していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 小中学校費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(法)	継続	王寺町(奈良県)	義務教育学校設置にかかる普通交付税の算定方法の見直し	小学校費と中学校費について、文部科学省の学校基本調査における児童生徒数、学級数、学校数の3つを基礎数値として算定されているが、義務教育学校の場合、小学校費における学校数及び学級数が減少してしまうため、義務教育学校の校種に即した需要額の算定が必要である。	以下の理由により採用しない。  義務教育学校については、前期課程を小学校費で、後期課程を中学校費で算定しているところ。 これは、学校教育法上、義務教育学校に必要な教育水準は小学校及び中学校と同様であり、追加的な費用が生じることを想定していないことから、小学校費及び中学校費と同様の算定を行っているもの。 なお、小・中学校費の「学級数」及び「学校数」については急減補正が設けられており、学校統合や廃校に適宜対応している。
19	(法)	継続	鳥栖市(佐賀県)	特別支援教育支援員に係る単位費用の拡充	障害のある児童生徒の増加に伴い、地方団体における特別支援教育支援員の配置人数も増加傾向にあることから、必要な特別支援教育支援員の配置が行えるよう、普通交付税の基準財政需要額における単位費用の充実をお願いしたい。	採用する。  特別支援教育支援員に係る経費については、実際の配置人員や報酬水準の実態を踏まえ、普通交付税措置を拡充することとしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

### [ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(法)	継続	京都市（京都府）	地方単独の医療費助成に関する財政需要の適切な反映	地方単独の医療費助成である子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、障害者医療費助成については、全国的な実施状況も踏まえ、単位費用に算入し、財政需要を適切に反映されるよう検討されたい。	以下の理由により採用しない。  地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 保健衛生費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
21	(法)	新規	北海道	市町村一般会計から国民健康保険特別会計に繰入される国民健康保険基盤安定負担金にかかる単位費用の拡充	国民健康保険基盤安定負担金に関して、令和3年度の国民健康保険法の改正により、国民健康保険料の均等割について、低所得者に係る軽減措置に加えて、未就学児分の2分の1を減額する措置が講じられ、減額する費用の4分の1を市町村が負担することとされているところ。 上記を踏まえ、市町村負担分が基準財政需要額に算入されるよう、単位費用の拡充をすべきと考える。	採用する。  令和3年度の国民健康保険法の改正により、令和4年度から新たに市町村が負担することとなる国民健康保険料の均等割に係る未就学児分の減額に要する経費については、基準財政需要額に算入し単位費用の拡充を行うこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 市町村分 ]  
 [ 需要 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	新規	沖縄県 石垣市(沖縄県) 宮古島市(〃) 伊江村(〃) 渡嘉敷村(〃) 座間味村(〃) 粟国村(〃) 渡名喜村(〃) 南大東村(〃) 北大東村(〃) 伊平屋村(〃) 伊是名村(〃) 久米島町(〃) 多良間村(〃) 竹富町(〃) 与那国町(〃)	地方交付税法附則第9条に定める沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例に関する規定の延長	沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例を規定している法附則第9条は、令和3年度までの措置となっているため、期間を延長し、省令附則第20条第3項及び附則別表第14に規定する「隔遠地補正の特例」等の措置を引き続き講じていただきたい。	採用する。  沖縄振興特別措置法が延長されたことから、その趣旨を考慮し、地方交付税法附則第9条の特例期間を延長する。
23	(法)	継続	大阪市(大阪府) 守口市(〃)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入  <b>【事業所税、地域振興費】</b>	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度が維持するとしても、事業所税収入見合いの需要額を全額捕捉されるよう、算入額を確実に引き上げられたい。	一部採用する。  事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 事業所税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げているところ。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

#### [ 人口減少等特別対策事業費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(法)	継続	高知県	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保及び人口減少等特別対策事業費の算定における条件不利地域への配慮	「まち・ひと・しごと創生事業費」の事業費の確保及び人口減少等特別対策事業費の算定における条件不利地域への配慮を維持されたい。 地方創生の目的を達成するためには、短期的な取組とすることなく、中長期的な視点をもって取り組むことが肝要であることから、令和4年度以降も今年度と同程度以上の事業費確保に努められたい。	採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和4年度においても1兆円を確保した。 また、条件不利地域への配慮として、これまでと同様に算定額を割増すこととした。



(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

### [ 地域デジタル社会推進費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	新規	高知県	情報システムの維持にかかる経費への措置の拡充 【地域デジタル社会推進費、包括算定経費】	システム導入経費や移行経費等の初期費用については、各種補助金等や特別交付税措置があるが、ソフトウェアの保守料金や使用料の維持経費については普通交付税以外の措置がないため、現在の措置では維持経費がまかなえておらず、情報システムの維持にかかる経費への交付税措置を拡充されたい。	一部採用する。 情報通信設備に関する維持管理経費については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 包括算定経費 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	新規	高知県	情報システムの維持にかかる経費への措置の拡充 【地域デジタル社会推進費、包括算定経費】	システム導入経費や移行経費等の初期費用については、各種補助金等や特別交付税措置があるが、ソフトウェアの保守料金や使用料の維持経費については普通交付税以外の措置がないため、現在の措置では維持経費がまかなえておらず、情報システムの維持にかかる経費への交付税措置を拡充されたい。	一部採用する。 情報通信設備に関する維持管理経費については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。
27	(法)	新規	東温市（愛媛県）	防災に係る経費の適切な算定	大規模災害が全国各地で発生している状況もあり、市町村の防災に係る事務は年々拡大し、今後も増加することが見込まれることから、防災諸費の算定経費を見直し、市町村の現状及び防災事務の拡大を適切に反映したものとすべきである。	一部採用する。 防災に係る経費については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。 なお、令和4年度においては、消防団員や自主防災組織員が実施する防災教育に要する経費や市町村長による個別避難計画の策定に要する経費を平年度化ベースで計上することとしている。
28	(法)	新規	海老名市（神奈川県）	金融機関の手数料に係る地方交付税措置	全国一律で生じることが見込まれる金融機関の手数料については、市町村によって格差が生じることのないよう、標準的な水準の経費を普通交付税（包括算定経費）で措置していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 地方公共団体における公金収納に係る経費については、単位費用において所要の経費を措置している。今後も収納方法の多様化や決算の状況等を勘案し、引き続き適切な水準を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(法)	継続	八王子市(東京都)	財政需要の的確な反映及び地方交付税法第6条に基づく法定率の引上げによる交付税総額の確保と臨時財政対策債制度の廃止	地方交付税の財源調整と財源保障機能の確保及び地方交付税法第6条に基づく法定率を引上げることによる交付税総額の確保と、令和5年度(2023年度)以降における臨時財政対策債制度の廃止	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(法)	継続	国立市(東京都)	臨時財政対策債について	臨時財政対策債への振替制度を廃止し、地方が自立できるだけの本格的な税源移譲、若しくは、国税4税の交付税率引上げを行うべきである。また、地方交付税制度の抜本的改正がなされるまでの間においても、過去に借り入れた分の元利償還金については、実額が保障されるよう何らかの制度新設・改正をすべきである。	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(法)	新規	豊橋市(愛知県)	臨時財政対策債償還費に係る交付税基準額への反映	交付・不交付を行き来する団体においては、交付団体の際は臨時債配分割合が高く、また、臨時債の配分割合が年度によって一定でない中では、交付団体となった年度における地方交付税の財源がどのようかが大きく影響されるため、臨時債の発行抑制を含め、後年度の財政運営にも支障をきたす恐れがあるため、配慮いただきたい。	採用しない。 臨時財政対策債は、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。 なお、令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。
32	(法)	継続	旭川市(北海道) 大阪市(大阪府)	法定率の引上げ及び臨時財政対策債の抜本的見直し	極めて厳しい地方財政の現状を踏まえると、地方全体の財源不足を臨時債の発行により対応することには限界があり、地方交付税の本来の役割である財源保障機能が適切に発揮されるよう、早急に法定率を引上げし、臨時債制度の廃止も含めた抜本的見直しを要望する。	一部採用する。 令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 需要 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	新規	近江八幡市(滋賀県)	臨時財政対策債の発行可能額に対する上限の設定	臨時財政対策債地方負担額の発行上限を設定し、地方の公債費の増嵩を助長しないとともに、地方一般財源の不足分は普通交付税で確保されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  臨時財政対策債の元利償還金については、普通交付税の算定において、その全額を基準財政需要額に算入することにより、各地方団体が確実に償還できるような財源保障しているところ。 また、臨時財政対策債の配分に当たっては財政力の高い団体への配分を抑制するため、85%を配分割合の上限として設定している。
34	(法)	新規	野田市(千葉県) 佐倉市(〃)	臨時財政対策債の廃止及び過年度発行分の臨時財政対策債元利償還金の全額保障	地方交付税の財源不足については、地方交付税法第6条第1項に定める率の引上げ措置を講じることにより、臨時財政対策債への振替を廃止する。また、過年度に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、その全額を保障する。	一部採用する。  令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。 法定率の見直しについては、令和4年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 なお、臨時財政対策債は、その元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 市町村分 ]  
 [ 収入 ]

[ 収入総括 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(法)	継続	京都市(京都府)	恒久措置としての精算制度及び減収補填債制度の導入  【市町村民税所得割、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金】	市民税所得割、市町村交付金(地方消費税、配当割、株式譲渡所得割)についても、景気の動向等により増減の大きい税目であるため、安定的に財源を確保できるよう精算・補填の制度の創設を創設すること。	<b>【所得割】</b> 以下の理由により採用しない。  精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。  <b>【配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金】</b> 以下の理由により採用しない。  算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 収入 ]

[ 収入総括 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
36	(法)	継続	西東京市(東京都)	新型コロナウイルス感染症の影響による減収に備えた減収補填債制度の継続及び精算制度の導入  【令和2年度減収補填債対象拡充税目】	令和2年度の減収補填債拡充税目について、令和3年度の税収実績が地財計画による見込額を下回ることがあった場合、令和2年度限りの措置とされた減収補填債の対象税目追加措置を継続するとともに、減収補填債の発行により措置されない場合、これらの税目に精算制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。 また、令和2年度減収補填債対象拡充税目については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 収入 ]

[ 収入総括 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(法)	継続	仙台市(宮城県) 横須賀市(神奈川県)	新型コロナウイルス感染症の影響による減収に備えた減収補填債制度の継続 【令和2年度減収補填債対象拡充税目】	新型コロナウイルス感染症の影響により税収が落ち込んだ場合に備え、令和2年度限りの措置とされた減収補填債の対象税目追加措置を継続すること。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 収入 ]

#### [ 所得割 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
38	(法)	継続	四街道市（千葉県） 王寺町（奈良県）	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	ふるさと納税のワンストップ特例制度により、本来国税である所得税で負担する部分を、寄附者が居住する地方自治体の住民税から控除しているにもかかわらず、それに対する交付税措置は充分になされていないことから、減収となっている所得税相当額の補填措置を導入するよう要望する。	以下の理由により採用しない。  ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、地方税法の規定に基づく税額控除であるため、同制度に係る所得割からの控除額の75%を算定に反映させるものである。
39	(法)	継続	名古屋市（愛知県）	ふるさと納税による寄附金収入の基準財政収入額への算入	ふるさと納税による寄附金収入を基準財政収入額に算入すること。それが実現するまでの間は、基準財政収入額における市町村民税所得割に係る寄附金税額控除額については、当年度の見込額を算定に用いること。	以下の理由により採用しない。  基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入である。したがって、ふるさと納税を含め、個人が任意に支出する寄附金については、基準財政収入額に算入しないこととしている。 また、算定の時期の実情に鑑み、寄附金税額控除額をはじめとする各税額控除額や納税義務者数等については、前年度の実績を基礎としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 収入 ]

[ 地方消費税交付金 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
40	(法)	継続	小樽市(北海道) 大牟田市(福岡県)	恒久措置としての精算制度の導入	地方消費税交付金について、決算額と大幅な乖離が生じていることから、精算制度の対象とすること。	以下の理由により採用しない。  算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 収入 ]

[ 地方消費税交付金 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
41	(法)	継続	広島市(広島県)	新型コロナウイルス感染症の影響による減収に備えた精算制度の導入及び減収補填債制度の継続	新型コロナウイルス感染症拡大の動向が不明であり、令和2年度と同様に地方財政計画で見込まれている金額と大きく乖離が生じる可能性があることから、精算制度の創設及び減収補填債制度拡充の延長をすること。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないように、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。 また、地方消費税交付金については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 収入 ]

[ 地方消費税交付金 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(法)	継続	帯広市(北海道)	恒久措置としての精算制度及び減収補填債制度の導入	地方消費税交付金についても、現行の法人税割・利子割交付金と同様の減収補填制度の対象とすること。	以下の理由により採用しない。  算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税交付金については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。
43	(法)	継続	武蔵村山市(東京都)	新型コロナウイルスの影響による減収に備えた減収補填債制度の継続	地方消費税交付金について、令和3年度において減収が生じた場合、減収補填債制度を継続すること。	以下の理由により採用しない。  令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税交付金、軽油引取税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和3年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、減収補填債対象税目の拡充措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金繰りに支障が生じないよう、減収補填債の対象とならない税目について特別減収対策債による措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 市町村分 ]  
[ 収入 ]

[ 事業所税 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(法)	継続	大阪市(大阪府) 守口市(〃)	事業所税の基準財政収入額への不算入あるいは現行制度における収入見合いの基準財政需要額への全額算入 【事業所税、地域振興費】	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度が維持するとしても、事業所税収入見合いの需要額を全額捕捉されるよう、算入額を確実に引き上げられたい。	一部採用する。 事業所税については、目的税であるが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等から、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 事業所税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げているところ。